

一般体操指導員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）の管轄する一般体操における指導員（以下、「指導員」という）に関する事項について定める。

(目的)

第2条 指導員の資格を認定する制度は、次の事項を達成することを目的とする。

- (1) 一般体操の基礎的あるいは専門的な運動技術と指導技術を身につけた指導者を養成する。
- (2) 一般体操の安全な実施と普及を図るとともに、国民の健康や生涯スポーツ発展に寄与する指導者を養成する。

(指導員の任務)

第3条 指導員は、第2条に示す本制度の目的を達成するため、一般体操の指導に当たる。また、本会の主催する日本体操祭に参加するリーダーとして、所属する地域や団体を統括する。

(認定の権限)

第4条 指導員の認定の権限は次のとおりとする。

- (1) 認定および継続の審査に関わる業務は、一般体操委員会が行い、会長がこれを認める。
- (2) 一般体操委員会は委員若干名を選任し、認定専門部によってこれらの業務を執行する。

(認定の基準)

第5条 指導員は、次の基準により本会が認める。

- (1) 一般体操委員会が企画する指導員の審査を行う認定講習会（以下認定講習会とする）を受講し、認定試験に合格し、指導員としての登録と本会登録規程における指導者の会員登録を行った者。
- (2) 指導員相当の能力が認定専門部に認められ、その推薦をもって一般体操委員会の承認を受けた者。

(認定講習会)

第6条 認定講習会は次のとおりとする。

- (1) 認定講習会は毎年1回以上、本会が開催し、一般体操委員会が企画、運営する。なお、認定講習会を開催する必要がないことを専務理事が認めた場合、開催を中止することができる。
- (2) 講師は、一般体操委員会を選定し、承認を得た者が行う。

(受験資格)

第7条 指導員の受験資格は、受講年度の4月1日現在20歳以上で、体操の指導にあたっている者、またはこれからその指導者になろうとする者とする。

(資格の有効期間)

第8条 資格の有効期間は次のとおりとする。

- (1) 指導員認定の有効期間は初回登録年度を含み1年間とする。なお、認定申請が7月1日以降12月31日までの間に行われた場合は、認定された年度の4月1日に遡って有効期間開始とする。また、認定申請が翌1月1日以降3月31日までの間に行われた場合は、翌年度の4月1日に先延ばしして有効期間開始とする。
- (2) 第9条および第10条に示す継続申請により資格を継続した場合の有効期間も前項と同じ1年間とする。

(資格の継続)

第9条 資格の継続については、次のとおりとする。

- (1) 資格の継続を希望する者は、毎年、指導者としての本会会員登録をしなければならない。
- (2) 資格の継続を希望する者は、有効期限内に開催される本会やその他の団体が主催する体操指導に関する研修会に参加することが望まれる。

(資格の保留・取消)

第10条 資格の保留・取消の条件は、次のとおりとする。

- (1) 第9条(1)に示す条件を満足しない場合、本会登録規程に従って、会員資格の保留または失効とともに指導員資格も保留または失効となる。
- (2) 第9条(2)に示す条件は、指導員としての資質を研鑽することを推奨するものであり、資格の保留・取消につながるものではない。
- (3) 一般体操委員会が特別な事情を確認した場合、失効となった指導員資格を再び認定することができる。
- (4) 一般体操委員会が指導員として不適当と認めた場合、資格を保留または取り消すことができる。

(指導員認定料など)

第11条 指導員認定などにかかる費用は次のとおりとする。

- (1) 認定講習会受講料は、受講年度の公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者「公認体操コーチ1（指導員）」養成講習会専門科目受講料と同額とする。
- (2) 本会が主催する指導員研修会受講料はその都度、本会が決定する。ただし、第11条(1)の額を越えないものとする。

(指導員の権利)

第12条 指導員の権利は次のとおりとする。

- (1) 指導員が所属する日本体操祭への出場チームのリーダーになる権利
- (2) 定期的に行われる一般体操委員会主催の研修会に参加する権利。
- (3) 定期的な刊行されるG.C. (1冊)の提供を受ける権利。
- (4) 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者「公認体操コーチ1（指導員）」資格認定のための専門科目受講の免除を受ける権利。

第13条 この規程に定めのない事項は、一般体操委員会で細則として別に定める。

第14条 この規程は、理事会の決議により、改廃することができる。

附則

この規程は、公益財団法人日本体操協会の設立の登記の日から施行する。

平成 24年 12月 9日 制定

平成 31年 3月 9日 改定

平成 31年 3月 9日 施行